

企業主導型保育事業における立入調査の状況について (令和元年度結果)

目的

- 企業主導型保育施設における適正な保育内容及び保育環境の確保のため、公益財団法人児童育成協会において、「企業主導型保育事業指導・監査実施要領」に基づき、計画的かつ継続的な立入調査を行い、もって利用児童の安全確保及び適正な施設運営を図る。

実施状況

- 立入調査の対象施設

令和元年度中に運営している施設（開所後間もない施設は除く）。

【留意点】令和元年度の指導・監査については、実施機関が改めて選定されるまでの間、①協会は指導・監査業務の包括的な外部委託は行わないこと、②このため、前年度の指導・監査で改善が見られない施設を中心に、協会が自ら指導・監査を実施することとされた。

これを受け、協会における令和元年度の立入調査については、令和元年度中に運営している施設のうち、「2か年に渡って同様の指摘を受けた施設」や、「これまで立入調査を実施したことがない施設のうち、地方自治体においても立入調査を実施しない施設」等を対象として実施したもの。

令和元年度 立入調査実施施設	うち保育内容等に関する 指摘事項があった施設
502施設	365施設（72.7%）

- ※ 保育施設ごとの実施状況については、企業主導型保育事業ポータルサイト上で公表する
- ※ 立入調査結果について各地方自治体へ周知済
- ※ 指摘があった全ての施設において、改善報告書を提出済
- ※ 立入調査のほか、令和元年度、協会において特別立入調査(40施設)、午睡時抜き打ち調査(262施設)を実施

(参考) 平成30年度 立入調査対象施設 2,389施設
うち保育内容等に関する指摘事項があった施設 1,911施設 (80.0%)

主な指摘事項（件数上位10件）

順位	職員配置や保育内容に関する文書指摘事項 ※（ ）は具体的な指摘事項の例	件数	割合
1位	・職員健康診断を適切に実施すること(採用時又は定期) (実施されていない、または受診できていない職員がいる)	123	24.5%
2位	・保育計画等を適切に整備すること (指導計画が作成されていない、または一部内容に不備がある。年齢に応じた月間個別指導計画が作成されていない)	95	18.9%
3位	・乳幼児の利用開始時に健康診断結果等を確認すること	83	16.5%
4位	・マニュアルに基づく事故防止対策を適切に行うこと	54	10.8%
5位	・お散歩マップに危険個所の記述や職員等の役割分担等を明記すること (引率職員の役割分担や危険個所の事前確認ができていない)	49	9.8%
6位	・嘱託医との契約を締結すること	41	8.2%
7位	・食事の外部搬入業務については書面で契約を交わすこと (外部の業者に委託しているが、契約書を締結していない)	34	6.8%
8位	・児童相談所等の専門的機関の一覧表を整備すること (緊急時に備えた保育施設付近の病院、児童相談所、警察署、消防署等の関係機関一覧表に不備がある)	33	6.6%
9位	・開所時間の全てにおいて必要な保育従事者数を配置すること	32	6.4%
10位	・苦情処理規程を整備し職員へ周知すること	26	5.2%